

◎自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案 新旧対照表  
 ○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（在外邦人等の輸送）            第八十四条の四〔略〕</p>	<p>（在外邦人等の輸送）            第八十四条の四〔略〕</p>
<p>〔警戒監視の措置〕            第八十四条の四の二 防衛大臣は、公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊に対し、必要な情報の収集その他の警戒監視の措置を講じさせることができる。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>（後方支援活動等）            第八十四条の五〔略〕</p> <p>（在外邦人等の輸送の際の権限）            第九十四条の六〔略〕</p>	<p>（後方支援活動等）            第八十四条の五〔略〕</p> <p>（在外邦人等の輸送の際の権限）            第九十四条の六〔略〕</p>
<p>〔警戒監視の措置の際の権限〕            第九十四条の六の二 第八十四条の四の二の規定による措置の職務に従事する自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得</p>	<p>〔新設〕</p>

ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(後方支援活動等の際の権限)

第九十四条の七〔略〕

(後方支援活動等の際の権限)

第九十四条の七〔略〕

改正案	現行
<p>〔任務〕</p> <p>第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、領海の警備、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。</p> <p>② 〔略〕</p> <p>〔所掌事務〕</p> <p>第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十一 〔略〕</p> <p>十二 海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。</p> <p>十二の二 外国船舶の無害通航(海洋法に関する国際連合条約第十九条に定めるところによる無害通航をいう。第二十条第二項第一号において同じ。)でない航行への対処その他領海の警備に関すること。</p>	<p>〔任務〕</p> <p>第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。</p> <p>② 〔略〕</p> <p>〔所掌事務〕</p> <p>第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十一 〔略〕</p> <p>十二 海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。</p> <p>〔新設〕</p>

十三 沿岸水域における巡視警戒に関すること。

十四～三十一 [略]

[武器の使用]

第二十条 [略]

② [略]

一 当該船舶が、外国船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。）と史料される船舶であつて、かつ、無害通航でない航行を我が国の内水又は領海において現に行つてしていると認められること（当該航行に正当な理由がある場合を除く。）。

二 当該航行を放置すればこれが将来において繰り返し行われる蓋然性があると認められること。

三 当該航行が我が国の領域内において死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪（以下「重大凶悪犯罪」という。）を犯すのに必要な準備のため行われているのではないかとの疑いを払拭することができないと認められること。

四 [略]

十三 沿岸水域における巡視警戒に関すること。

十四～三十一 [略]

[武器の使用]

第二十条 [略]

② [略]

一 当該船舶が、外国船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。）と史料される船舶であつて、かつ、海洋法に関する国際連合条約第十九条に定めるところによる無害通航でない航行を我が国の内水又は領海において現に行つてしていると認められること（当該航行に正当な理由がある場合を除く。）。

二 当該航行を放置すればこれが将来において繰り返し行われる蓋然性があると認められること。

三 当該航行が我が国の領域内において死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる凶悪な罪（以下「重大凶悪犯罪」という。）を犯すのに必要な準備のため行われているのではないかとの疑いを払拭することができないと認められること。

四 [略]